

新潟市告示第 77 号

掲示期間 1.18-1.28

新潟市新津金屋運動広場使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市新津金屋運動広場の使用料の徴収を平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

平成 31 年 1 月 18 日

新潟市長 中 原 八 一

徴収事務を行う体育施設の名称及び位置		徴収事務受託者
名称	位置	
新潟市新津金屋運動広場	新潟市秋葉区金屋 260 番地 1	新潟市中央区東堀前通 6 番町 1061 番地 秋葉区スポーツフィールド運営グループ 代表団体 環境をサポートする株式会社 きらめき 代表取締役社長 山田 茂孝